**令和６年　大山町初区長会**

日　時：令和6年1月8日（月）午前10時00分～

場　所：保健福祉センターなわ

1．開　　　　会

2．町長あいさつ

3．町議会議長あいさつ

4．社会福祉協議会会長あいさつ

5．各地区会長及びﾌﾞﾛｯｸ会長互選

互選場所：中山ﾌﾞﾛｯｸ：会議室、名和ﾌﾞﾛｯｸ：このホール、大山ﾌﾞﾛｯｸ：ロビー

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 中山ﾌﾞﾛｯｸ | 名和ﾌﾞﾛｯｸ | 大山ﾌﾞﾛｯｸ |
| 上中山 | NO.　（　　　　） | 庄　内 | NO.　（　　　　） | 高　麗 | NO.　（　　　　） |
| 下中山 | NO.　（　　　　） | 名　和 | NO.　（　　　　） | 所　子 | 　　　　　NO.　（　　　　） |
| 逢　坂 | NO.　（　　　　） | 御来屋 | NO.　（　　　　） | 大　山 | NO.　（　　　　） |
|  | 光　徳 | NO.　（　　　　） |  |

6．大山町区長会長、同副会長互選 互選場所：会議室

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 会　　　長 | 副　会　長 | 副　会　長 |
| 　　ﾌﾞﾛｯｸ |  | 　　ﾌﾞﾛｯｸ |  | 　　ﾌﾞﾛｯｸ |  |

7．区長会長、同副会長あいさつ

8．各課からの連絡・依頼事項

9．質　疑　応　答

10．閉　　　会

閉会後、御来屋地区の区長さんは地区区長会を行いますので、会議室１へお集まりください。

**【総務課】0859-54-5201**

**1．文書配布**

毎月2回、第2木曜日と最終木曜日に各区長さん宛に「区長文書」をお送りします。

次回は、1月11日（木）の予定です。なお、配布は郵便または宅配便でお送りします。

郵送の場合はポスト投函、宅配便の場合は玄関やその周辺に置いて配達完了となります。なお、配達状況により必ず木曜日にお届けできない場合があるかもしれませんのでご了承いただきますようお願いします。

また、区長文書用ボックスなどを使用されている場合は、お手数ですが玄関先など分かりやすい場所に設置いただきますようご協力をお願いします。

**2．区長名簿**

原則非公開。ただし、公共機関が工事、統計調査等を行う場合に、問い合わせがあれば公益性を考慮したうえで、名簿を公開させていただきますので、ご了承ください。

**3．集落の総会資料印刷**

　　総会資料を印刷される場合は、総務課又は各支所総合窓口室へ原稿とコピー用紙をご持参いただければ、無料（白黒印刷の場合）で必要部数を印刷します。ただし、カラーの場合は、片面あたり20円をご負担いただきます。

**※対象は総会資料のみで、その他の文書(集落内回覧文書等)は対象としておりません。**

土曜・日曜に関しましては名和・大山地区は各公民館で、中山地区は図書館で対応しております。

用紙を持参されず、役場の用紙を使用される場合は下記の料金をご負担いただきます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| サ イ ズ | 内　容 | 金　額 |
| Ａ４～Ａ３ | 片面 | 白黒 | 　　　　４円 |
| カラー | 　　　２４円 |
| 両面 | 白黒 | 　　　　５円 |
| カラー | 　　　４５円 |
| Ａ２ | 片面 | 白黒 | 　　　２０円 |
| Ａ１ | 片面 | 白黒 | 　　　４０円 |
| Ａ０ | 片面 | 白黒 | 　　　８０円 |

※なお、初区長会資料は大山町公式ホームページでも公表します。

**4．集落コミュニティ活動補助金**

基本額30,000円＋1,200円/戸（10月1日現在の文書配布戸数）

**5．各集落からの要望事項**

「要望書（任意様式）」を総務課、各支所総合窓口室まで提出してください。回答は速やかに対応するように努めます。

**6．消防施設整備費補助金**

集落で行う消防施設等の整備を推進するための補助事業。

機器や資材整備に要する費用の1/2を補助します。また、次年度の予算作成に併せて、10月上旬頃までに集落からの補助要望を取りまとめますので、早めに検討をお願いします。

**7. 放送施設整備費補助金**

　 集落の放送施設等の整備を行うための補助事業です。機器の修繕等に要する費用から2万円を差し引いた額の1/2を補助します。計画される場合はお問合せください。消防施設整備費補助金とあわせて10月に集落からの次年度の補助要望をとりまとめます。

**8．自主防災組織の設置、活動支援制度**

自主防災組織とは「自分たちの住む地域は自分たちで守る」の理念に基づき自主的に防災活動を行う組織です。大きな地震や風水害に備えて「地域ぐるみの協力体制」を整備しましょう。

令和５年１２月現在の自主防災組織の設置集落数は、１２２集落となっています。

まだ設置されていない集落・自治会におかれては設置に向けた検討をお願いします。

①自主防災組織の育成・活動支援のため次のとおり補助制度を設けています。

　・自主防災組織育成事業補助金　　20,000円（均等割）＋（300円×世帯数）

・災害時要援護者台帳等の作成金額　 3,000円（台帳） ＋（100円×個別計画件数）

②補助金交付申請書類等については、4月中旬までに集落または自主防災組織代表の方に送付いたします。

　　なお、交付申請の期限を5月末としますので、事業を実施される場合は申請書を忘れずにご提出ください。

**9．町と自主防災組織の連携**

　　町では災害が発生した際の状況や安否確認のため自主防災組織や集落・自治会の緊急連絡先を把握するようにしています。

　別紙「令和６年 災害時緊急連絡先」に役職・氏名・緊急時連絡先（電話番号）をご記入のうえ、１月３１日(水)までに総務課または各支所総合窓口室へご提出ください。

**10．コミュニティ助成事業（地域防災組織育成助成事業）**

　自主防災組織に対する宝くじの収益を財源としたコミュニティ助成事業です。

　３０万～２００万円の範囲で自主防災活動に必要な施設、資機材整備の助成を行います。例年、８月下旬に次年度事業採択の募集案内を集落または自主防災組織代表の方にお送りしています。ご希望があればお早めに申請内容をご検討ください。

※申請をされたとしても必ず助成されるものではありません。また、複数の自主防組織から申請された場合には内部選考をさせていただく場合があります。

**11．区長会について**

　今後の区長会の開催はありません。11月上旬に各課からの連絡事項をまとめた文書を配布予定です。

**【企画課】0859-54-5202**

**1．交通安全運動の推進**

　年に4回、交通安全運動期間を設けて交通安全の取り組みを実施しています。

　また、毎月1日と15日は交通安全日として取り組みを進めています。

集落内での「交通安全旗」「のぼり旗」の掲揚、有線放送等での周知など、交通安全の取り組みにつきましてご協力をお願いします。

なお、交通安全旗は役場企画課にて販売しています。

【交通安全旗　・大（170×140cm）2,000円　　・小（80×70cm）300円】

**2．スマイル大山号**

より多くのみなさんにご利用いただけるよう、令和6年4月から運賃と集落内の乗降場所を見直して試験運行を予定しています。ご自宅近くから目的地（スーパーや病院等町内91か所）まで、目的地からご自宅近くまでの運賃を100円として6か月間の試験運行をします。運行時間の変更はなく、ご自宅近くの出発時間が7時、8時、9時、10時、11時、13時、14時発の7便、目的地発の出発時間が9時30分、10時30分、11時30分、12時30分、15時30分、16時30分、17時30分、18時30分発の8便です。なお、新規でご利用いただく場合は登録申請が必要です。

**3．宝くじのコミュニティ助成事業**

 　ご利用希望を9月頃に区長さんに文書で連絡させていただく予定です。 なお、申し込まれた事業につきましては、県を通じて（財）自治総合センターへ申請され、審査により採否が決定されます。令和５年度は、備品購入５件が採択されています。

＜参考＞

①一般コミュニティ助成事業

・助成金 ･･･ 100万円以上の事業で助成の上限は250万円まで。

・対象事業 ･･･ｺﾐｭﾆﾃｨ活動に係る備品整備や遊具設置（既設撤去費は対象外）など。

②コミュニティセンター助成事業

　　 ・助成金 ･･･ 対象となる総事業費の5分の3以内。上限は1,500万円まで。

・対象事業 ･･･ 公民館、集会所の建設・大規模修繕。（既設撤去費は対象外）

**4．自治会集会所整備事業補助金**

地域の活性化や集落維持を図ることを目的とし、自治会集会所の整備（新築・増築など）に係る費用の一部を補助しております。9月頃に区長さんに文書で連絡させていただきますのでご活用ください。

 ・補助金 … 100万円以上の事業で、補助の上限は1,000万円まで（要件で変動）

 ・対象経費…集会所の新築・修繕等のうち建築工事費にあたる経費

**5．除雪機購入補助**

 自治会等が除雪作業に使用する小型除雪機の購入費用を助成します。

　　　・助成金額　購入費用の４／５　上限１００万円

現在、令和５年度中に購入される場合の申請を受け付けています。

令和６年度中の購入に対する補助申請受付は、準備ができましたらあらためて区長さんにお知らせします。令和6年度までが補助率4/5になります。

**6．地域自主組織の活動**

　旧小学校区（10地区）単位に設置された地域自主組織と大山町は、相互補完し、地域実情に応じた課題の解決や地域活性化に取り組んでいます。各集落は、地域自主組織と連携することで、困りごとの解決につながる取り組みを行うことが可能です。

　各地域自主組織から、総会・評議会の出席や委員選出のお願いがありますのでご協力をお願いします。

**7．移住定住助成事業**

　空き家登録制度（空き家バンク）により、空き家を貸したい（売りたい）人と借りたい（買いたい）人とのマッチングが毎年10件程度成立しています。この空き家バンクに登録していただける物件を探していますので、制度の周知についてご協力願います。

　なお、集落からのご紹介で空き家バンクの登録に至った場合は10万円、この空き家に空き家バンク制度を通じて移住者が入居した場合は、追加で5万円の報奨金を交付する制度もあります。

**8．危険空き家について**

　各集落内に倒壊の危険性がある空き家があれば情報提供をお願いします。提供いただいた物件については、大山町空家等対策協議会において、今後の対応を協議したいと考えます。

**【税務課】0859-54-5208**

**1．確定申告（住民税申告）相談について**

　今年度も名和農業者トレーニングセンターで開催します。

　受付期間は、２月１３日（火）から３月１５日（金）まで（土日祝日を除く）の２３日間です。

　デマンドバス（スマイル大山号）をご利用されて来場された方には受付窓口においてかえりの乗車券（当日のみ有効）をお配りしますので、お声掛けください。

　なお、**今年度から集落ごとの日程指定はありません**。

また、相談には**事前予約が必要**となります。**当日受付は原則行いません**ので、ご注意ください。くわしくは広報だいせん１月号折り込みをごらんください。



◆インターネット予約（24時間受付）

　https://www.daisen.jp/1/10/3/yoyaku

◆電話予約（受付時間　平日午前9時から午後5時まで）

　予約専用ダイヤル　０８５９-５４-６０３８

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 予約方法 | 電話予約 | インターネット予約 |
| 先行予約 | 電話予約の先行予約は行いません | 1月15日（月）午前9時から1月19日（金）午後4時まで |
| 通常予約開始日 | 1月22日（月）午前9時 | 1月22日（月）午前9時 |

※相談を希望される日の３日前（土日祝日を除く）までに予約をしてください。

　※予約枠は「30分単位」で承ります。

**2．固定資産（土地、家屋）の異動届出について**

　固定資産税は、毎年１月１日現在の所有者に課税されます。固定資産に次のような異動があった場合は、「固定資産異動申告票」により本庁税務課又は各支所総合窓口室に届出をお願いします。

（１）建物を取り壊された場合。

（２）建物を新築、増築された場合。

（３）建物の用途変更、土地の地目変更をされた場合。

**3.　固定資産税の公益減免**

　　自治会が管理する土地や家屋で、広く地域のために専用するもの（金銭の授受があるものは除く。）は、その公益性を考慮して固定資産税を減免します。

令和５年度に減免の決定を受けている自治会には、減免内容の確認通知を３月下旬に送付する予定です。減免の内容や名義人等に変更がある場合は、減免申請書を提出してください。変更がなければ提出は不要です。

また、新規に減免を希望される自治会は、税務課にご相談ください。

**4.　令和６年度固定資産の評価替えについて**

令和６年度は、３年ごとに行う固定資産（土地と家屋）評価額の見直しの年に当たりますのでご承知おきください。



**【住民課】0859-54-5210**

**1．ごみ出し困難者に係る戸別収集**

高齢者や障がいのある方などで、ごみステーションまで自力でごみを出すことが困難な方を対象とした自宅敷地内での戸別収集を実施しています。詳しくは住民課にお尋ねください。

**2．生ごみ出しま宣言袋**

　　生ごみを自家処理し、生ごみを可燃ごみとして排出しない世帯を対象に、無料で使用できる「生ごみ出しま宣言袋」の申し込みを受け付けています。

希望される方は、住民課または各支所総合窓口室に「生ごみ出しま宣言書」を提出していただきます。

**3．生ごみ処理機購入費補助金**

生ごみの減量化・再資源化を推進するため、生ごみ処理機を購入される方に、購入費の一部を補助します。補助率は4/5、補助の上限は、電気式生ごみ処理機5万円、生ごみ処理容器6千円です。5年間生ごみを出さないことを宣言できる方が対象です。購入前に申請が必要です。

**4. 飼い主のいない猫不妊・去勢手術費補助金**

飼い主のいない猫の不妊・去勢手術助成事業を行っています。補助金の交付額は、メス最大20,000円、オス最大10,000円です。事前に住民課にお問い合わせください。

**5．日本赤十字社の会費納入と会員募集のお願い**

　日本赤十字社では、５月の赤十字運動月間にあわせて、会費並びに会員の募集を行います。日赤の活動資金確保にご理解いただき、とりまとめのご協力をお願いします。

**6. 死亡届の手続き**

受付は、平日は住民課及び各支所総合窓口室で、土日祝日は本庁のみで対応します。自治会の役目で使者として手続きに来られるときは、次の点にご留意ください。

1. ご家族から死亡診断書を預かって来庁されるときは、用紙左側の死亡届書が記入されていることをご家族に確認のうえお預かりください。
2. 下記の内容について聞き取りを行っていますので、事前にご家族に確認してください。

【死亡届出の際に確認してきていただくこと】

〇火葬の予約日時、場所

〇告別式の日時、会場、喪主の氏名・死亡者との続柄・電話番号

〇亡くなった方が世帯主の場合　新しい世帯主の氏名

〇死亡診断書のコピーの要・不要（1枚20円）

〇新聞おくやみ掲載の要・不要

＊火葬代は、直接火葬場でのお支払いになります。

1. 新聞への「おくやみ掲載」を希望される場合は、「申込書」を記入していただきますので以下の事項についても事前にご家族に確認してください。

【新聞おくやみ掲載を希望する際に確認してきていただくこと】

〇死亡者の満年齢

〇掲載内容の確認用連絡先　氏名・電話番号

新聞社から当日15時以降に掲載内容の確認電話あります。電話がつながらない場合、新聞掲載されない新聞社もありますのでご了承ください。

〇ホームページ掲載の要・不要（日本海新聞のみ）

**7. 消費生活相談及び出前講座**

毎月第4火曜日は消費生活相談員が役場住民課で消費生活相談を行っています。

また、出前講座では「消費者トラブルの被害を防ぐ」、「身近な製品の事故防止」など、ご要望に応じて随時実施しますので、お気軽にお問い合わせください。

**【建設課】0859-53-3186**

**1．小規模改修に係る原材料支給事業**

集落内の環境道、側溝など（町道・土地改良区管理の農道以外）の小規模な補修又は改修のうち、必要となる原材料の支給と、必要に応じて建設機械借上げ費の補助を行います。

＜対象事業＞

・幅員2ｍ以上の道路又は集落内の施設で、町道や土地改良区管理以外の施設で

あること。

＜支給原材料＞

・支給材料は生コンクリート、砕石、コンクリート二次製品、アスファルト等

・支給の限度額は予算の範囲内で、年間50万円を超えない額とします。

・支給材料とは別に、必要に応じて建設機械借上げ費の補助を行います。

＜申し込み方法＞

・区長名で原材料支給等申請書を提出して下さい。

　　・申請期間を原則として4月1日から4月28日までの間とします。

　　※申請が少なければ申請期間以降は随時受付けします。

**2．大山町防犯灯設置費等補助金制度**

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 補助金額（1灯当り上限額) |
| 新設 | LED防犯灯 | 15,000円 |
| 修繕 | 蛍光灯など→LED防犯灯 | 10,000円 |
| LED防犯灯→LED防犯灯 |  5,000円 |

**3．集落への草刈委託**

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 草刈委託 |
| 要件 | 内容 | 草刈作業及び後片付け |
| 場所 | 町が草刈路線として管理を行っている路線、及び必要と認めた路線 |
| 委託料 | 単価 | 後片付けをする場合：６２円/㎡刈投げの場合　　　　：３６円/㎡(※Ｒ５年度単価) |

（注）他事業との併用はできません。

**4．鳥取県版河川・道路ボランティア事業の紹介**

鳥取県では県管理の土木施設の維持管理をしていただけるボランティア団体を募集しています。活動に興味のある団体の方は、西部総合事務所米子県土整備局維持管理課（0859-31-9712）又は建設課までご連絡ください。

**【観光課】0859-53-3110**

**1．大山町名和マラソンフェスタ2024について**

日　時：5月26日（日）　午前 9時20分スタート

場　所：名和総合運動公園

◎ コース沿道区長さんには、日程調整後役員のボランティア募集の依頼させていただきます。お手数おかけしますが役員選出についてお世話をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

**2．イベントについて**

情報提供のため、チラシ等の配布をよろしくお願いいたします。

**【水道課】0859-54-5204**

**1．公民館・集会所の水道料金及び下水道料金の納付について**

　各集落の公民館・集会所の水道料金及び下水道料金の納付をお願いします。料金は下記表のとおりで、集落の世帯数（１月１日現在の区長文書配布数）により算定した年間定額料金となります。

なお、納付書の発送は２月１６日（納付期限　２月２９日）を予定しています。

料金の納付には口座振替もご利用いただけます。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（年額）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 世帯数 | 水道料金 | 下水道料金 |
| ３０戸未満 | ２，８２９円 | ３，１４３円 |
| ３０戸以上５０戸未満 | ４，７１４円 | ５，２３８円 |
| ５０戸以上７０戸未満 | ６，６００円 | ７，３３３円 |
| ７０戸以上 | ９，４２９円 | １０，４７６円 |

**2．消火栓の管理について**

消火栓がきちっと締まらず水漏れをしているなど、消火栓に不具合がありましたら水道課へご連絡ください。

　また、消火栓を使っての消火訓練を計画される場合は、事前に水道課までご連絡をお願いします。

**3．下水道の使用について**

　下水道のマンホールポンプ施設にタオルや水に溶けない紙類などが詰まってポンプが停止し、大惨事になりかねないトラブルが多発しております。

　水に溶けないものは流さないなど、使用上のルールを守っていただきますようお願いします。

<<下水道に流せないもの>>

　・布類（タオル、下着など）

・水に溶けない紙類（お掃除シート、マスク、紙おむつ、生理用品など）

　・食用油、調理くず、残飯など

　・糸くず、髪の毛

**4．水道料金改定のお知らせについて**

水道料金改定のお知らせ

　水道料金を令和６年５月請求分（４月使用分）から平均１３％改定（値上げ）します。

　使用者の皆様にはご負担をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

【料金改定が必要な理由】

　水道事業は日常生活に必要不可欠な「水道水」を安定的かつ継続的に供給することを目的に運営しており、その経営に必要な費用は、使用者の皆様からいただく水道料金によって賄われています。この仕組みを「独立採算制」といいます。

　本町の水道事業を取り巻く環境は、給水人口の減少や節水機器の普及により料金収入が減少していく一方で、老朽化した水道施設及び管路の更新を加速的に進めていく必要があるため経常費用が著しく増加していき、令和６年度から赤字経営になる見込みです。

今後も経費削減などの経営努力を続けてまいりますが、安心・安全な水道水をこれからも安定してお届けするために、水道料金の改定（値上げ）をさせていただきます。

【これまでの経過】

　令和５年４月に大山町水道料金審議会に対し、大山町の水道料金のあり方について諮問を行いました。その後令和５年９月まで６回開催された審議会では、水道料金体系の検討や適正な水道料金のあり方について審議が行われてきました。

　令和５年１０月２０日に大山町水道料金審議会から答申があり、これを踏まえ、令和５年１２月定例会に水道料金を改定する条例（案）を上程し、可決されました。

【新しい料金表について（令和６年５月請求分から適用）】

水道料金は、基本料金と従量料金の合計額から算出しています。

|  |  |
| --- | --- |
| 基本料金 | ・水道を契約されている全ての方に負担いただくもので、口径によって金額が異なります。・現行より１２％値上がりします。 |
| 従量料金 | ・1ヶ月の使用水量が８ｍ3を超えた場合、1ｍ3ごとに料金が加算されます。・１ヶ月の使用水量が８ｍ3以下の場合は、従量料金はかかりません。・現行の２段階制を廃止し、一律にします。・現行より、９～１００ｍ3で２４円２０銭、１０１ｍ3以上で６円６０銭値上がりします。 |

　水道料金改定表　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（税込）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 口径 | 基本料金（１ヶ月につき） | 従量料金（1ｍ3あたり） |
| （9～100ｍ3） | （101ｍ3～） |
| 現　行 | 改定後 | 現　行 | 改定後 | 現　行 | 改定後 |
| １３mm | 880.0円 | 985.6円 | 154.0円 | 178.2円 | 171.6円 | 178.2円 |
| ２０mm | 886.6円 | 992.2円 |
| ２５mm | 898.7円 | 1,006.5円 |
| ３０mm | 955.9円 | 1,070.3円 |
| ４０mm | 1,012.0円 | 1,133.0円 |
| ５０mm | 1,317.8円 | 1,475.1円 |
| ７５mm | 1,534.5円 | 1,718.2円 |
| １００mm | 1,684.1円 | 1,885.4円 |

【水道料金の計算方法について（1ヶ月）】

　契約口径の基本料金および使用水量を確認し、下表の該当する使用水量の計算式に数字をあてはめて算出される金額が請求額となります。（１円未満切り捨て）

|  |  |
| --- | --- |
| 使用水量（１ヶ月につき） | 計　　算　　式 |
| ０ｍ3～８ｍ3 | 基本料金のみ |
| ９ｍ3～ | 基本料金　＋　従量料金　{178.2円×（使用水量－８ｍ3）} |

〔計算例〕

●口径１３mmで１ヶ月２０ｍ3使用した場合

【現行】　２，７２８円　⇒　【改定後】　３，１２４円　（３９６円増加）

９８５．６円＋｛１７８．２円×（２０ｍ3－８ｍ3）}＝３，１２４円

●口径１３mmで１ヶ月３０ｍ3使用した場合

【現行】　４，２６８円　⇒　【改定後】　４，９０６円　（６３８円増加）

９８５．６円＋｛１７８．２円×（３０ｍ3－８ｍ3）}＝４，９０６円

**【福祉介護課】0859-54-5207**

**1．輝くシルバー交付金**

集落が実施する「敬老事業」と「見守り活動」に対して、経費を支援します。

＜交付額＞

4月1日現在の75歳以上の高齢者の人数に、2,000円を乗じた額

＜手続き＞

5月頃までに請求書を区長さん宛てに送付します（請求書受領後に振込）。

**2．生きがい拠点整備事業**

　健康で生き生きとした生活を送るために、集会所の段階解消や洋式トイレへの改修を行う場合、その費用の一部を助成しています（補助上限額30万円）。

ただし、町内の2/3の集会所ではトイレ改修が終わっていることもあり、令和8年3月末をもって本事業は終了します。制度終了までに集会所の改修を新たに予定される場合は、別途ご相談ください。

**3．大山町地域介護予防活動支援事業補助金(高齢者の通いの場)**

地域の支え合いを強め、ご高齢の方の居場所を作り、運動や趣味活動を行うことを目的として、通いの場を提供していただける団体に対して補助を行います。

町内在住の65歳以上の方を対象とした介護予防に繋がる活動で、月に1回以上かつ５名以上の参加があり、定期的に行っていただく活動が対象です。（対象：自治会、地域自主組織、趣味のサークル等）

**※輝くシルバー交付金で行っていた「支え愛加算対象事業（閉じこもり予防教室等）」を今後も行う自治会は、この制度を活用してください。**

**4．地域リハビリテーション活動支援事業**

自治会や地域のサロン等の団体を対象に、介護予防を目的としたリハビリテーション専門職(理学療法士、作業療法士)の派遣事業（無料）を行っています。

**5．避難行動要支援者登録制度**

緊急避難時に支援が必要な人を、ご本人や代理人からの申出によって事前登録し、地域の中で支援を受けられるようにするための制度です。

対象は、75歳以上の独居、要介護度3以上、身障2級以上、療育手帳A、精神障害1級のいずれかに該当する方で、支援に必要な個人情報を関係者（自治会・民生委員・警察・消防・社協）へ提供することについて、ご同意のうえお申し込みください。

**6．物品斡旋**

鳥取県身体障害者福祉協会（にっしんれん「日本身体障害者団体連合会」の略）から物品斡旋の依頼があることがあります。強制ではありませんので、取扱いの是非は、各区長さんの判断でお願いします。

**7．民生児童委員の担当地区**

民生児童委員には、生活の問題や、高齢者・障がい者・児童福祉などの相談に応じ、助言や、情報提供、行政などへの連絡を行っていただいております。現在、委嘱されている委員は次ページのとおりで、任期は令和7年11月30日までです。

**8．****福祉部門の機構改革（R6年4月）**

　 複雑な課題を抱える方の相談窓口として、総合福祉課内に「福祉総合支援室」を新たに設置します。高齢者の暮らしを支える「長寿支援課」、健診や健康づくりを進める「健康推進課」、子育て支援や子どもの安全を守る「こども課」と連携しながら、安心して暮らせる福祉のまちづくりを新体制で進めていきます。（４課とも保健福祉センターなわに設置）

【参考】　令和6年4月1日～福祉部門の機構改革による所管事務の主な変更

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主な所管事務 | R6以降の所管課 | R5までの所管課 |
| 民生児童委員 | 総合福祉課 | 福祉介護課 |
| 障害福祉（障害児含む） | 総合福祉課 | 福祉介護課 |
| 生活困窮 | 総合福祉課 | 福祉介護課 |
| 成年後見 | 総合福祉課 | 福祉介護課 |
| 重層的支援 | 総合福祉課 | 福祉介護課 |
| 介護保険 | 長寿支援課 | 福祉介護課 |
| 地域包括支援センター | 長寿支援課 | 福祉介護課 |
| 高齢者入所措置 | 長寿支援課 | 福祉介護課 |
| 老人クラブ補助 | 長寿支援課 | 福祉介護課 |
| 健診・保健（各種健診・健康教室等） | 健康推進課 | 健康対策課 |
| 診療所 | 健康推進課 | 健康対策課 |
| 国民健康保険 | 健康推進課 | 健康対策課 |
| 後期高齢者医療保険 | 健康推進課 | 健康対策課 |
| 母子保健（予防接種・検診・離乳食講習等） | こども課 | こども課 |
| 児童福祉（放課後児童クラブ・通学費助成） | こども課 | こども課 |
| 子ども家庭総合支援拠点地域子育て包括支援センター | こども課 | 福祉介護課こども課 |
| 要保護児童地域対策協議会 | こども課 | 福祉介護課 |

**9．大山町人権・同和問題小地域懇談会**

　 コロナ禍により４年間実施できませんでしたが、全集落を３グループに分けて「参加型」「ＤＶＤ視聴型」「資料配布型」の３方式により、人権感覚を高めていきたいと思います。６月頃には各集落をグループ分けした案内を区長さんへお送りしますので、実施に向けたご協力をお願いします。



**【教育委員会　社会教育課】0859-54-5212**

**1．スポーツ大会日程（予定）**

|  |  |
| --- | --- |
| 期　日 | 大　　　　　会　　　　　名 |
| 1月～3月 | 元旦マラソン（1/1）、卓球大会（2/23） |
| 4月～6月 | ゴルフ大会（4月）、グラウンド・ゴルフ大会（6月） |
| 7月～9月 | バレーボール大会（8月） |
| 10月～12月 | ゴルフ大会（10月）、軟式野球大会（10月）、バドミントン大会（11月）駅伝競走大会（11月）、ソフトバレーボール大会（11月） |

　※大会日程の詳細は広報4月号にてお知らせします。

**2．第17回 大山町総合文化祭**

日　時：令和6年10月に第36回全国健康福祉祭が開催されるため、日程を調整中です。

　　　　開催日時が決定しましたら、広報、ホームページ等でお知らせさせていただきます。

会　場：名和農業者トレーニングセンター

**3．全国健康福祉祭（ねんりんピック2024鳥取大会）**

　今年、鳥取県で第36回全国健康福祉祭鳥取大会（ねんりんピックはばたけ鳥取2024）が開催されます。大山町内では、サイクリングとソフトボールが開催されます。

　沿道や会場での応援をお願いします。

**「サイクリング大会」**

　　　 日　時：10月20日（日）

会　場：名和総合運動公園発着

　　**「ソフトボール大会」**

　　 日　時：10月20日（日）、21日（月）

　　 会　場：大山野球場、大山農村運動広場

※大会会場では、一般の方も参加できる健康づくり教室やおもてなしイベントを行い

ます。

**4．第2回公民館リニューアルに向けての住民ワークショップの開催について**

別添チラシを各戸配布ください。

**【社会福祉協議会】0859-39-5018（本所・大山支所）**

**0858-49-3000（中山支所）**

**0859-54-2200（名和支所）**

**1．社会福祉協議会会費の取りまとめについて**

地域福祉活動を支えるための貴重な財源として、皆さまの温かいご理解とご協力をお願いします。

会費種類：普通会費

　　金　　額：1世帯1,000円

　　そ の 他：6～7月ごろに区長さん宛てに依頼文書を発送します。

**2．赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金の取りまとめについて**

地域福祉活動推進のための貴重な財源としてご理解ご協力をお願いします。

・赤い羽根共同募金運動ならびに歳末たすけあい募金運動（10月～12月）

・9月に区長さん宛てに依頼文書を発送します。

**3．共同募金配分金活用助成事業について**

大山町内に活動拠点を置く集落やグループ等が行う地域福祉活動、または地域福祉活動で使用する物品・備品購入経費を助成します。

　申請期間：1月～2月（予定）

　助成金額：上限30,000円

（※10団体の申込みを受け付けた時点で終了とします。）

**4．地域福祉座談会の開催について**

社会福祉協議会事業の理解の促進、地域の福祉課題のニーズキャッチや福祉・介護に関する情報提供を行います。

　　・開催3か月前を目安に、区長さん宛てに依頼文書を発送します。

**5．災害時における支え愛地域づくり推進事業について**

支え愛マップの作成をとおして、地域に暮らしている「要支援者（※）」を支えるための災害発生時の避難支援の仕組みなど、住民同士でつくる取組みを推進します。

（※）一人暮らし、寝たきり及び認知症等の高齢者、障がいのある方

**6．区長名簿の活用について**

町の対応としては原則非公開としていますが、上記各種事業における諸連絡の他、災害等における緊急連絡先としても必要となる可能性がありますので、社会福祉協議会も名簿を共有することについて、ご了承ください。